

平成28年12月13日

「歯科診療情報の標準化に関する検討会」設置要綱

1. 目的

東日本大震災における身元不明遺体の身元確認において、身元不明遺体が有する歯科所見と歯科医療機関(病院・歯科診療所)が所有する生前の歯科診療情報を照合・鑑定することによる身元確認の有効性が改めて示された。歯科医療機関が保有する電子カルテについて身元確認に資する歯科診療情報の標準化が図られていないため、モデル事業を通じて標準化の在り方について検討する。

2. 想定される主な検討内容

- ・歯の部位情報の標準化等
- ・処置コードの標準化等
- ・個人情報の保護に関する方策等
- ・その他

3. 構成

- ・座長は、検討会委員の中から互選により決定する。
- ・検討会の委員は、検討会の座長の意見を踏まえて、追加することが出来る。

4. 検討会の運営等

- (1)検討会の審議の必要に応じ、適当と認める有識者を参考人として招致することができる。
- (2)検討会の議事は公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができます。
- (3)検討会の庶務は、医政局歯科保健課において総括し、及び処理する。